

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 2 6 日

福島県いわき農林事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 6 - 3 6 2 7 0 - 0 0 2 5 号
工事（委託業務）名	機能強化・老朽化対策 0 8 0 1 工事
質 問 事 項	
(1) 山腹水路工(金抜き設計者 10/26 ページ)山腹水路工撤去 P96031・P96032・P96033 の内訳または単価を開示願います。	
(2) S 単-25 号(22/26 ページ)においては、コルゲート U 字フリューム B 型を計上されていますが、サイドアングル・ストラット・パッキングも単価に含めて計上するのでしょうか？	
(3) S 単-26 号(22/26 ページ)及び S 単-27 号(23/26 ページ)においては、コルゲート U 字フリューム B 型（再利用）とありますが、サイドアングル・ストラット・パッキングも再利用が可能なものとして考えてよろしいのでしょうか？ 再利用する為の、これらの分解・清掃は計上されているのでしょうか？ 再利用が難しい場合は、変更対象になるのでしょうか？ また、シールコンクリートの取壊しは計上されているのでしょうか？	
(4) その他の見積採用単価及び歩掛がございましたら開示願います。	
(5) 仮設道路の切土部の処理はどのようにお考えでしょうか？(植生等は必要ないのでしょうか？) 同様に、切土後の裸地の処理はどのようにお考えでしょうか？	
(6) 側溝への土砂流入対策はどのようにお考えでしょうか？	
回 答 事 項	

- (1) 山腹水路工撤去の単価については、令和7年度版治山林道必携（積算・施工編）の山腹水路工（設置費用のうち材料費除く）の1 m当たり単価に、設置に係る日当たり施工量（施工パッケージ型積算方式の日当たり施工量を準用）を撤去に係る日当たり施工量（同上）で除した値を乗じて算出しています。
- (2) S単-25号山腹水路工（山腹コルゲートフリューム据付）の材料費にはサイドアングル、ストラット、パッキングは含まれておりません。
施工に必要な資材については変更により対応するため、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議対象とします。
- (3) S単-26号山腹水路工（山腹コルゲートフリューム明暗渠据付）及びS単-27号山腹水路工（山腹コルゲートフリューム）暗渠復旧については、既存のコルゲートフリュームを再利用するため、サイドアングル、ストラット、パッキングも再利用するものとしています。
また、分解、清掃に係る費用として山腹水路撤去工（P96031, P96032, P96033）及び堆積土砂除去を計上しています。
撤去した資材の状態によって再利用が困難又は別途費用が必要な場合は変更により対応するため、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議対象とします。
なお、既設シールコンクリート（肩保護コンクリート）の取壊し及び処分費は別途計上しています。
- (4) その他見積採用単価はございません。
- (5) 仮設道路の切土部については無処理としておりますが、現地状況等により保護が必要と判断される場合は変更により対応するため、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議対象とします。
なお、切土後の裸地の処理についても同様とします。
- (6) 側溝への土砂流入対策については、現地の地形等から判断し、現時点では対策の必要はないものとしていますが、工事実施等により対策が必要な状況となった場合は、変更により対応するため、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議対象とします。